


メディカルコントロールにか かわる組織と法的根拠

日本救急医学会
メディカルコントロール体制検討委員会




救急医のためのメディカルコントロール

1

目的

- メディカルコントロールに従事する医師がかかわる救急救命士(救急隊)や救急医療機関等がどのような法令や制度により構築されているか理解する。
- メディカルコントロール協議会の位置づけや役割について理解する。




救急医のためのメディカルコントロール

2

Q.消防機関について

- 消防機関が行う救急業務とは何でしょうか。



救急医のためのメディカルコントロール

3


A.消防機関について

<法律>

- 消防法:消防に関する基本的な事項を規定
- 消防組織法:消防の組織、運営、所掌事務等を規定

<救急業務>(消防法第2条第9項)

- 事故、疾病等による傷病者を医療機関等に緊急に搬送する必要がある傷病者を医療機関等へ搬送すること。
- 傷病者が医師の管理下に置かれるまで応急手当を行うこと。





救急医のためのメディカルコントロール

4

Q.救急隊員・救急車について

- 救急車に搭乗する救急隊員の数や救急車の数は何によって決まっているのでしょうか？



救急医のためのメディカルコントロール

5

消防に関する体制整備基準

<救急隊>(消防法施行令)


- 救急隊の隊員数は1台につき3人(医師等が同乗する場合は2名でも可)

<救急自動車>(救急業務実施基準)

- 配置

人口15万人以下 : 概ね人口3万人ごとに1台
人口15万人以上 : 概ね人口6万人ごとに1台

日中の人口、1世帯当たりの人口、出勤状況等によつて勘案される



救急医のためのメディカルコントロール

6

Q.消防の活動について(1)

- 救急隊は搬送拒否をする患者を運ばなくていいのでしょうか。



A.搬送拒否患者には・・・

- 救急業務実施基準 第17条
隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。



Q.消防の活動について(2)

- 救急隊はどのような場合、救急現場に医師を要請するのでしょうか。



A.消防の活動について(2)

- 救急業務実施基準 第18条
隊員は次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合
 - 二 傷病者の状態から見て搬送可否の判断が困難な場合



Q.消防の活動について(3)

- 救急隊は死亡者の搬送をすることができるのでしょうか。



A.消防の活動について(3)

- 救急業務実施基準 第19条
隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡と判断した場合は、これを搬送しないものとする。



Q.救急隊員と救急救命士

- 救急隊員と救急救命士は何が違うのでしょうか。



A.救急隊員と救急救命士

- 救急隊員
法律: 消防法、消防法施行令
目的: 医療機関に搬送、医師の管理下になるまでに
応急処置を行う
資格: 消防職員のうち250時間の救急標準課程修了者
- 救急救命士
法律: 救急救命士法
目的: 医療機関への搬送途上において救急救命処置
を行う
資格: 救急救命士国家試験に合格



Q. 救急救命士(1)

- 救急救命士はどのような職種ですか？また具体的にどのようなことができますか？



救急救命士

定義(救急救命士法第二条第2項)

救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、重度傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする

救急救命処置

定義(救急救命士法第二条第1項)

この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化する恐れがあり、またはその生命が危険な状態にある傷病者(以下「**重度傷病者**」という)が、病院又は診療所に搬送されるまでの間に、「救急救命処置」としては心肺機能停止状態とは限っていない他の処置(めつし、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、またはその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう)を行う。



Q. 救急救命士(2)

- 救急救命士が業務を行う場所はどこでしょうか？
- 救急救命士は医師や看護師と何がちがいますか？



救急救命士が業務を行う場所

救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第五十三条第二号において「**救急用自動車等**」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。(救急救命士法第44条第2項)



病院又は診療所への搬送のため
重度傷病者を
救急用自動車等に乗せるまでの間

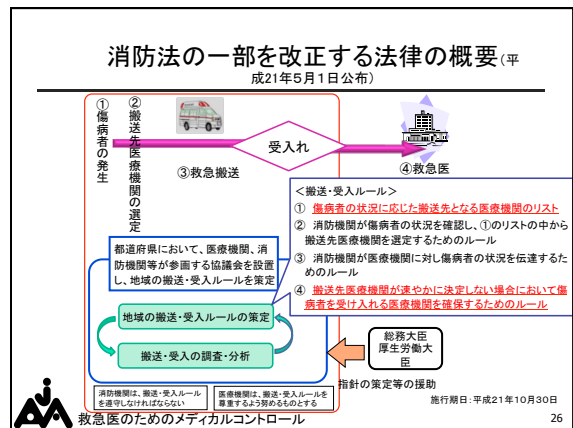
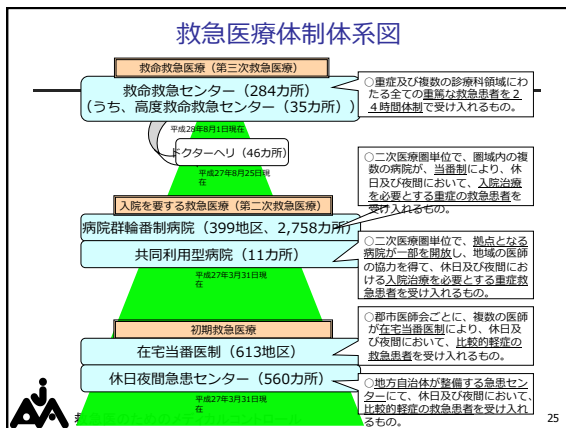


救急用自動車等



病院又は診療所





- ### 救急搬送受入れに関する協議会 (法定協議会)
- 役割
 - 傷病者の救急搬送・受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会
 - 法的位置づけ
 - 消防法(第35条の8)
 - 都道府県担当部局
 - 各都道府県によりさまざま
 - 救急医療協議会や都道府県MC協議会の枠組みを活用している

- ### Q.メディカルコントロール協議会について
- MC協議会は何をやるのでしょうか(役割等)?
 - MC協議会以外に救急搬送や医療について議論する場がありますか?

- ### メディカルコントロール協議会の役割
- 救急業務の高度化の推進について (平成13年7月4日消防法第204号消防庁救急救助課長通知)
 - 病院前救護体制の確立について (平成13年7月4日医政指第30号厚生労働省医政局指導課長)
- メディカルコントロール協議会の協議事項
- 救急救命士に対する指示体制、救急隊員に対する指導・助言体制の調整
 - 救急隊員の病院実習等の調整
 - 地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証
 - 救急活動記録様式の項目又は検証票様式の項目の策定
 - 各種プロトコルの策定に関すること
 - 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整
 - その他地域のプレホスピタル・ケアの向上に関すること

- ### 都道府県MC協議会
- 役割
 - 地域MC体制間の調整
 - 病院前における指示・助言体制・事後検証体制・再教育体制の整備に係ること等
 - 法的位置づけ
 - 厚生労働省医政局通知、総務省消防庁次長通知
 - 「メディカルコントロール協議会の設置促進について」
 - 担当部局
 - 都道府県消防防災部局や衛生主管部局

救急搬送・救急医療に関して協議・調整を行う組織			
名称	都道府県MC協議会	救急医療協議会	救急搬送・受入れに関する協議会(法定協議会)
役割	病院前における指示・助言体制・事後検証体制・再教育体制の整備に係ること等	救急医療体制全般 ・ 初期・二次・三次の救急医療機関の整備 ・ 病院前救急医療体制と救急医療体制の連携に関すること ・ 医療機関から退院後の福祉施設などとの連携に関すること	患者の救急搬送・受入れの実施について協議
法的位置づけ	厚生労働省医政局通知 総務省消防庁次長(平成14年7月) 「メディカルコントロール協議会の設置促進について」	医療法 厚生労働省医政局長通知 「医療計画について」	消防法第35条の8
担当部局	都道府県消防防災部局や衛生主管部局	都道府県衛生主管部局	各都道府県によりさまざま 救急医療協議会や都道府県MC協議会の枠組みを活用

まとめ

- **メディカルコントロールに従事する医師は、救急救命士(救急隊)やメディカルコントロール協議会等に関する法令や制度を理解した上で、業務を行う必要がある。**
- **病院前医療は救急医療の実践の場である。**



救急医のためのメディカルコントロール

32